

重傷病給付金の支給対象期間等の在り方

要望内容等

重傷病給付金の支給対象期間(1年)・支給上限額(120万円)を撤廃してほしい。

- 被害者のうち約3割もの方々が1年を超える治療を受けていることを考慮すべき。
- 受刑者に対する医療が全額国費で賄われ、上限がないことを考慮すべき。

基本計画策定過程における主な要望、意見等

犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言
(平成27年7月30日自由民主党政務調査会)(抜粋)

2. 犯罪被害者等に対する経済的支援

(1) 犯罪被害給付制度の見直し

① 重傷病給付金の支給対象期間及び支給額について

犯罪被害に遭った者は、心身に重大な傷害を負い、長期間にわたる治療を余儀なくされたり、長期間にわたるカウンセリングが必要となる場合がある。しかし、現行の犯罪被害給付制度における重傷病給付金は、支給対象期間が1年、支給額は120万円までに制限されている。

これを超える期間、額を要する治療費が必要となる場合には、犯罪被害者等が自ら支出することになるので、その経済的負担から必要な治療を断念しなければならない現状もある。期間については、被害者のうち約3割もの方々が1年を超える治療を受けていること、額については、受刑者に対する医療が全額国費で賄われ、上限がないことに鑑みれば、政府は、他の給付制度との調整を考慮するとしても、重傷病給付金の支給対象期間・支給額を拡充する方向で具体的な措置を速やかに講じるべきである。

第21回基本計画策定・推進専門委員等会議
(平成27年8月24日)渡邊構成員提出資料(抜粋)

1 重傷病給付金について、

- (1) 1年間という期間と120万円という上限の撤廃…について、平成28年1月開会予定の通常国会で犯給法等関係法令を改正する方向で検討する。

(理由)

(1)について

現行制度下では、3割もの被害者の治療が期間1年を超え、治療費も上限とされている120万円を超えるケースが少なくない実情にあり、より重い被害を受けた被害者が救済を受けることができず経済的困窮に陥るといった実態にある。かかる制度は、加害者である受刑者は無償でいかなる治療も受けることができるという制度と比べても、著しく社会正義に反するものとなっている。(略)

1 現行制度(重傷病給付金)概要

- 支給対象期間(1年以内) = 対象者の7割が治癒又は症状固定することを考慮
- 支給上限額(120万円) = 自賠償保険における傷害事故の支払限度額を参考

重傷病の要件

負傷・疾病が治り、又は症状が固定する前のものであって、加療1か月以上、かつ、入院3日以上を要するもの

※精神疾患については、3日以上労務に服することができない程度の症状(入院要件はなし)

重傷病給付金の額

①犯罪被害者負担額 + ②休業加算額 ≤ 120万円

①犯罪被害者負担額 : 負傷し、又は疾病にかかった日から1年間に於ける療養に要した保険診療による医療費の自己負担相当額

②休業加算額

= 休業加算基礎額 × 休業日
(休業加算基礎額 = 収入日額 × 0.48)

支給対象期間 : 1年以内

●重傷病給付金創設時(平成13年法改正時):3か月以内



●平成18年政令改正時:1年以内

～ 加療期間1年以内で支給対象者の7割以上が治癒又は症状固定していることを考慮

支給上限額 : 120万円

●重傷病給付金創設時(平成13年法改正時):上限なし

(最高額(実績):585,026円)

【支給対象期間:3か月以内】



●平成18年政令改正時:上限なし(最高額(実績):1,153,406円)

【支給対象期間:1年以内】



●「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ

(平成19年11月6日)

「…自動車損害賠償保障法の傷害事故に係る支払額の上限を参考として、…新たに休業損害を考慮した一定の支給を行うことを検討すべき…」と提言。



●平成20年法改正時:休業加算の創設とあわせて上限額(120万円)を設定

～ 自動車損害賠償保障制度における傷害事故に係る支払限度額120万円との均衡を考慮

2 これまでの議論等

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめ(平成26年3月26日)

- 平成18年改正時以降の運用状況を確認したところ、平成18年度改正時と同程度の対象者が1年以内に治療を終えていることが判明。
- 被害者の負担軽減を更に図るべき合理性が認められる実態があるか確認するため、現行制度について運用状況を更に詳細に調査すべき。
- その上で、再延長を必要とする状況があれば、支給対象期間の延長及びその場合における上限額の引き上げを検討すべき。

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめ(平成26年3月26日)(抜粋)

第1 犯給制度に関する議論

4 重傷病給付金

(略) 1年を超える医療費の自己負担分については、「経済的支援に関する検討会」提言の中で、「重傷病給付金の支給対象期間が3ヶ月から1年に拡大されたばかりであることから、当面、その運用状況を見るべきである。ただし、運用状況から、1年をさらに拡大する必要がある立法事実が出てくれば、さらなる期間の拡充を検討する必要がある」との指摘がなされていることを受け、平成18年度改正以降の運用状況を確認したところ、重傷病給付金受給者のうち平成18年度改正時と同程度の割合の者が1年以内に治療を終えていることが判明した。

このことから、現時点において、支給対象期間の更なる延長を必要とする立法事実があるとは認められず、本論点については引き続き運用状況を見て検討していくとの説明があった。

他方、1年を超えて治療を要する被害者の割合(約3割)が今後大きく変動しない限り、支給対象期間の延長を必要とする立法事実が生じないとするのは妥当ではないという意見や、1年を超えて治療を要する被害者の治療費用等の問題に関し、そうした被害者の実情(どのような被害について治療を要しているか、どの程度の期間の治療を要しているか、どの程度の経済的負担となっているか等)を明確にしなければ、支給対象期間を延長すること及びその場合における上限額の引き上げについての合理性を判断できないとの意見があった。

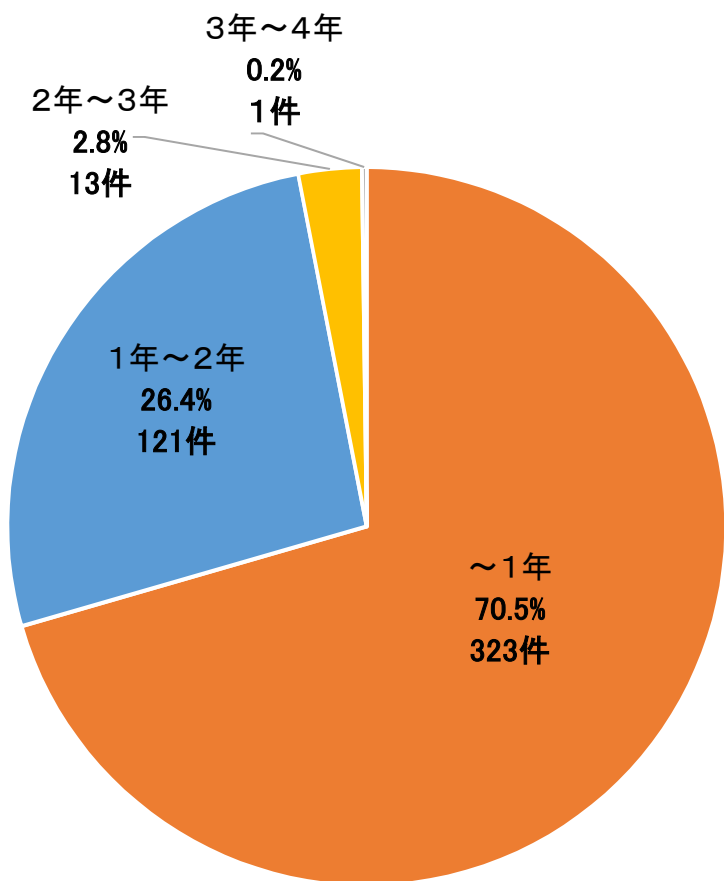
以上の議論を踏まえ、本検討会は、被害者の負担軽減を更に図るべき合理性が認められる実態があるか確認するため、現行制度について運用状況を更に詳細に調査すべきであると考え。その上で、1年を更に延長する必要がある状況が出てくれば、重傷病給付金の支給対象期間の延長及びその場合における上限額の引き上げを検討する必要があると考える。

3-1 重傷病給付金支給対象者の治癒又は症状固定までの期間

- 治癒又は症状固定(負傷又は疾病が治ったとはいえないが、医学的にみて、もはやそれ以上の療養の効果が期待し得ないと判断される状態)した事案の治癒又は症状固定までの期間は、「1年以内」が約70%、「2年以内」が約97%、「3年以内」が約99%。

平成23・24年度重傷病給付金支給事案のうち治癒又は症状固定したもの(458件)における 治癒又は症状固定までの期間

※ 治癒又は症状固定していない(平成26年11月末時点)事案15件及び治癒又は症状固定しているが犯罪被害のみによる治療期間が不明な事案3件は除く



治癒又は症状固定までの期間	件数	割合
1年以内	323件	70.5%
2年以内	444件	96.9%
3年以内	457件	99.7%
4年以内	458件	100%
全体	458件	100%

3-2 1年を超えて加療を要する被害事案(実例)

- 治癒又は症状固定までに1年を超える事案の加療内容等をみると、1年を経過しても入退院を繰り返す事案、継続的に精神的治療を要する事案等が存在。

全身熱傷

【被害】(放火殺人未遂事件)

ガソリンをかけられ、身体に火をつけられた結果、全身の約40%に熱傷を負わされ、その結果、外貌の醜状及び両手指の運動障害等の後遺症が残った。

【加療】

被害発生から1年10か月の時点で症状固定して障害給付金の支給を受けたが、この間、皮膚の張り替え手術等のため、1年を超えてからも入退院を繰り返している。

(※ 症状固定の時点での医療費(自己負担額)は約69万円である。)

脳損傷

【被害】(傷害事件)

暴行により、左内頸動脈断裂、脳梗塞の負傷を負った。

【加療】

被害発生から1年1か月間入院を継続し、退院の翌月、脳梗塞に起因する高次脳機能障害による症状固定認定を受けて障害給付金を支給された。

(※ 被害発生から1年時点での医療費(自己負担額)は約72万円である。)

PTSD

【被害】(殺人未遂事件)

交際していた加害者から切りつけられた結果、外傷性胃穿孔、左頸部切創等の傷害を負い、さらに事件発生から1年半後にPTSDを発症した。

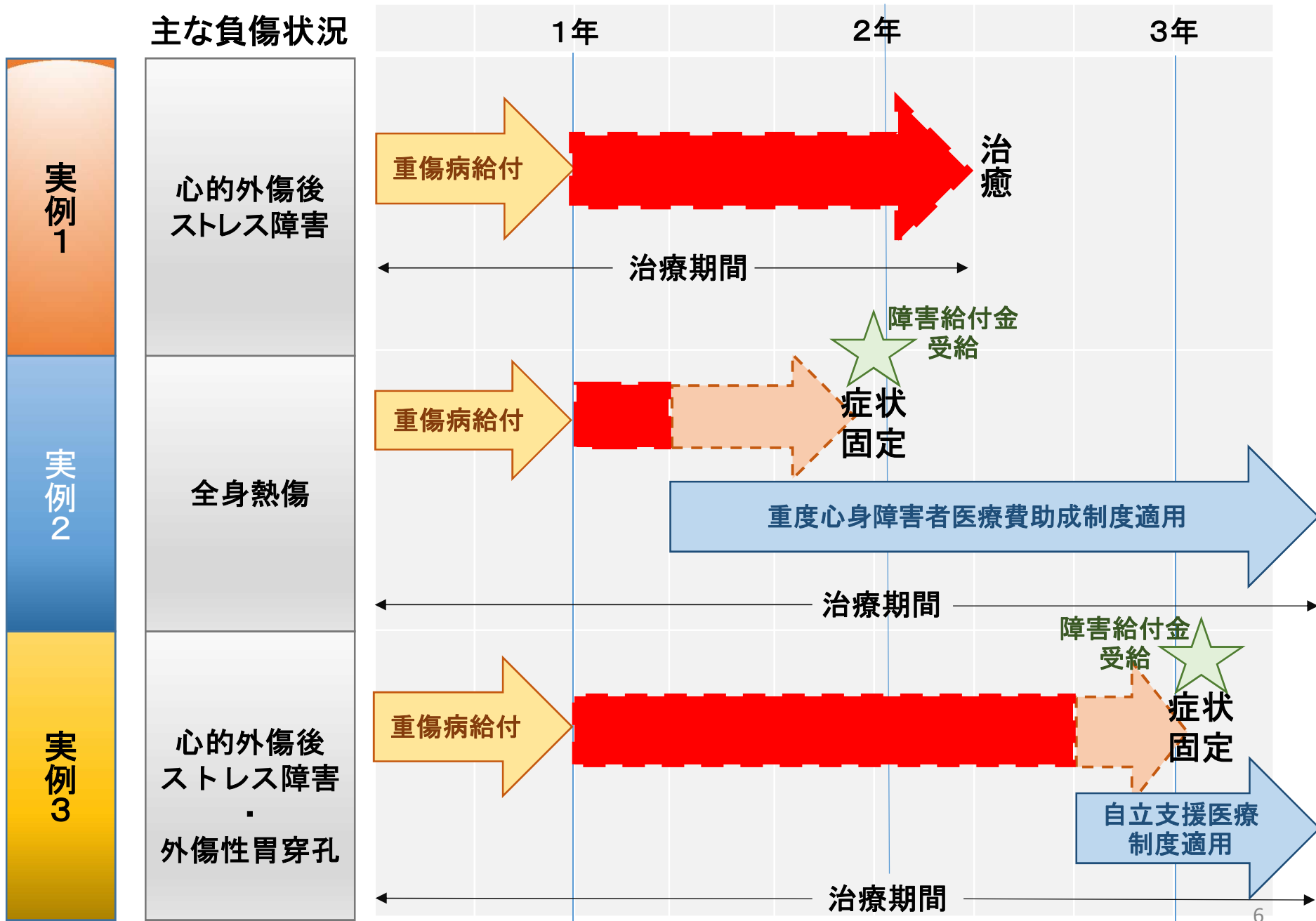
【加療】

事件発生後半年を経てからPTSDを理由に入院するなど、精神面での症状が安定せず、事件発生から3年1か月後に症状固定認定を受けて障害給付金を支給された。

ただし、事件発生から2年7か月後から、他の医療費負担軽減制度(自立支援医療制度)の適用を受けている。

(※ 自立支援医療制度の適用時点での医療費(自己負担額)は約101万円である(症状固定までの医療費は約102万円)。)

3-3 治癒又は症状固定までに1年超を要する事案の他制度の適用状況等 (実例)



3-4 治癒又は症状固定までに2年超を要する事案の他制度適用状況等

- 治癒又は症状固定までに2年超を要した事案をみると、3年以内に治癒若しくは症状固定している、又は3年以内に他の医療費負担軽減制度（障害者総合支援法における自立支援医療制度等）が適用されている。

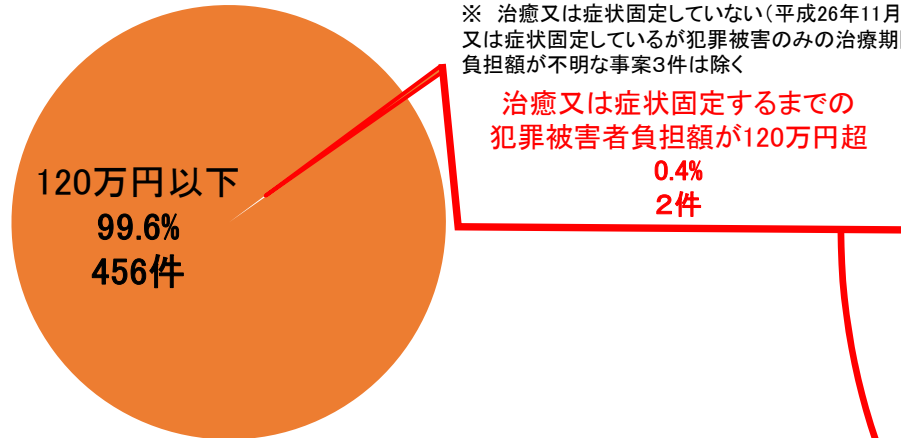
平成23・24年度重傷病給付金支給事案における治癒又は症状固定までに2年超を要する事案(14件)

治癒又は症状固定までの期間	治癒又は症状固定の別	他の医療費負担軽減制度の適用状況 (適用された場合は、犯罪行為発生から適用までの期間)	障害給付金の支給状況 (支給した場合は、犯罪行為発生から認定までの期間)	
2年～3年 (13件)	治癒 (7件)	申請なし(4件) ※ 完治したため	/	
		判明せず(3件)		
	症状固定 (6件)	適用対象外(2件) ※ 残存障害が軽微なため		2年7か月(2件)
		判明せず(4件)		2年1か月、2年2か月、 2年8か月、2年11か月 (各1件)
3年～4年 (1件)	症状固定 (1件)	3年以内(1件)	3年1か月(1件)	

4 治癒又は症状固定までの犯罪被害者負担額等

- 治癒又は症状固定するまでの犯罪被害者負担額をみると、120万円超の事案は458件中2件(約0.4%)。
- なお、症状固定した後に状態を維持するために加療を要する場合等もあり、その場合も含めた治癒までの総犯罪被害者負担額をみても、治癒するまでに要した犯罪被害者負担額が120万円以下の事案は約98%。
- 治癒までの犯罪被害者負担額が120万円超の事案は、申請がなかった1件を除き、全ての事案で超過額を大きく上回る額の障害給付金が支給されている。

平成23・24年度重傷病給付金支給事案のうち治癒又は症状固定したもの(458件)における犯罪被害者負担額(治癒又は症状固定まで)



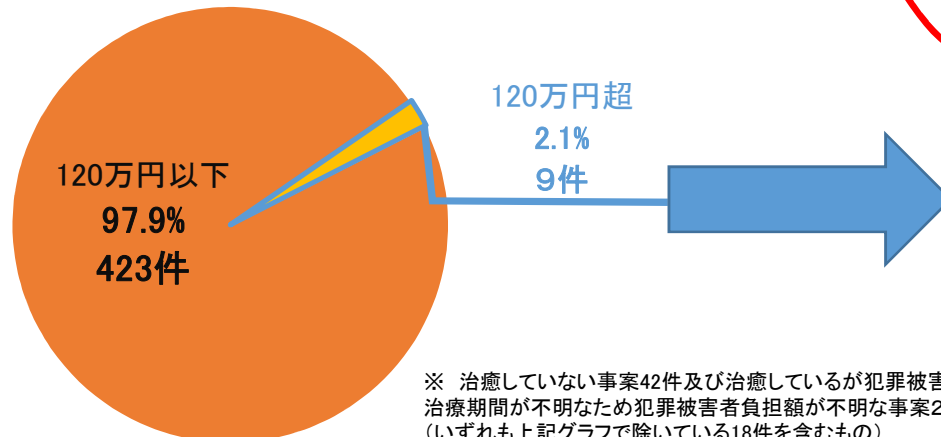
※ 治癒又は症状固定していない(平成26年11月末時点)事案15件及び治癒又は症状固定しているが犯罪被害のみの治療期間が不明なため犯罪被害者負担額が不明な事案3件は除く

治癒までの犯罪被害者負担額が120万円を超過した事案(9件)における障害給付金の支給状況

(万円)

超過額	障害給付金 支給額
7	126
32	1,795
37	1,426
53	2,189
55	(申請なし)
63	1,981
66	1,846
68	2,573
87	2,650

平成23・24年度重傷病給付金支給事案のうち治癒したもの(423件)における犯罪被害者負担額(治癒まで)



※ 治癒していない事案42件及び治癒しているが犯罪被害のみの治療期間が不明なため犯罪被害者負担額が不明な事案2件は除く(いずれも上記グラフで除いている18件を含むもの)

